

取引会社の皆さまへ

三井住友建設株式会社

「建設キャリアアップシステム」の更なる普及推進策について

謹啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

三井住友建設では、国土交通省、日本建設業連合会、全国建設業協会、建設産業専門団体連合会、全国建設労働組合総連合など官民一体で構築した「建設キャリアアップシステム」について、現場で働く技能者の処遇改善、将来のキャリアの見える化につながる画期的なインフラと考え、積極的に導入しています。

本システムでは、技能者に IC カード（建設キャリアアップカード）を配布し、業界統一のルールで就業履歴等を蓄積することで、技能者が適正に評価される仕組みづくりを目指しています。

三井住友建設では 2019 年 4 月より本システムを導入し、日建連が掲げる目標の通り、事業者登録、技能者登録ともに 2023 年度中に 100%の達成を目指して推進して参ります。まだ登録がお済みでない企業におかれましては、速やかにこれらの登録を進めてくださいますようお願い致します。

また、2022 年 4 月 1 日より新規契約工事より、見積条件書の項目に「原則、CCUS の事業者登録・技能者登録を行うこと。未登録の場合は 3 ヶ月以内に登録手続きを開始すること。」の項目を追加し、CCUS 普及促進策を強化することと致しました。さらに、未登録の技能者の方には「建設キャリアアップシステム（CCUS）登録意思確認書」に記入のうえ、現場入場時または施工体制台帳提出時に作業所へ提出して頂くことと致します。

技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保する趣旨を是非ご理解いただき、弊社が進める本システムへの取り組みへのご協力をお願い致します。

謹白

（添付文書）

- ・三井住友建設(株)の CCUS 普及推進目標について
- ・建設キャリアアップシステム チラシ（概要編）

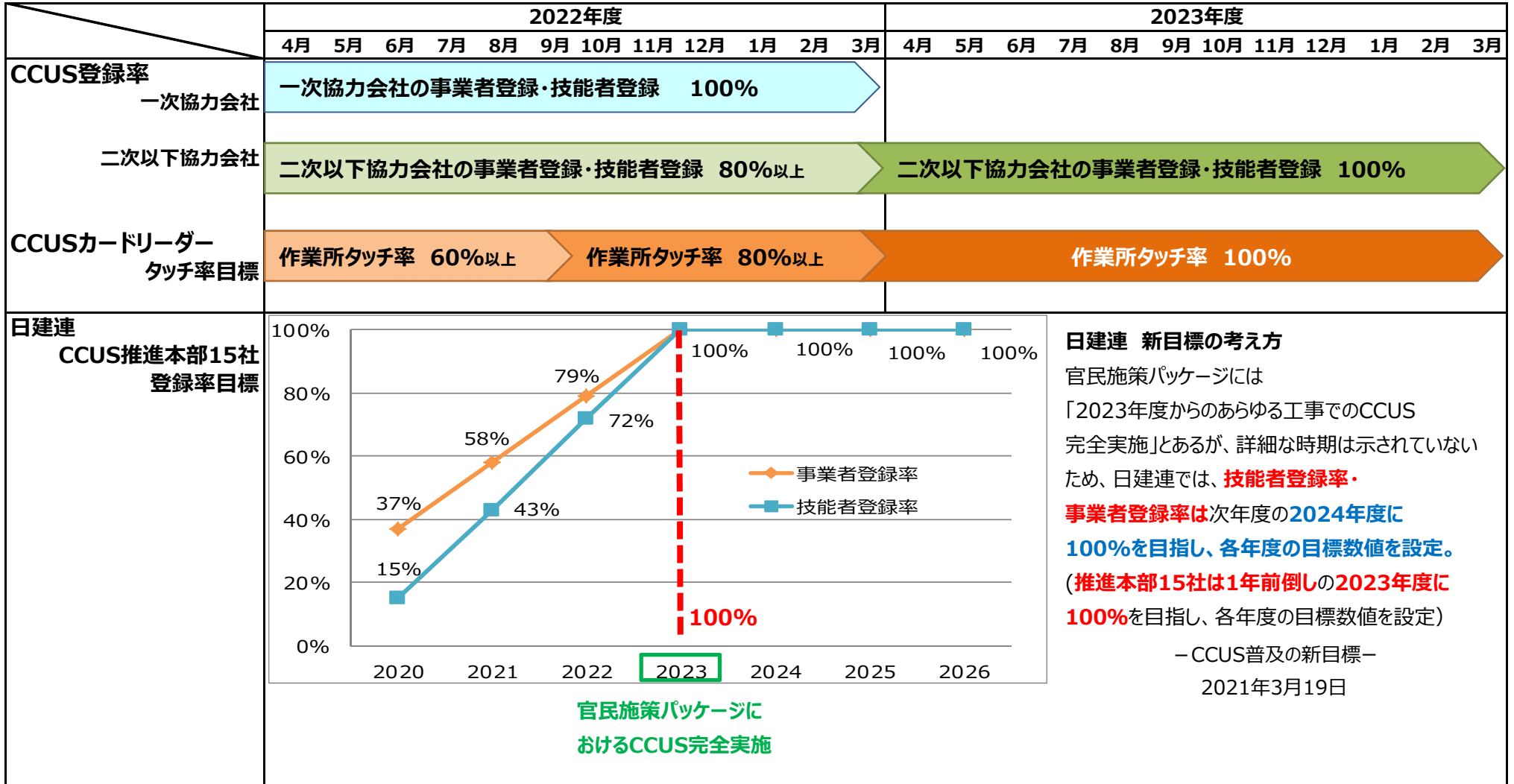
- ・見積依頼書兼見積条件書（新書式）
- ・建設キャリアアップシステム（CCUS）登録意思確認書

弊社作業所または調達部門から送付されます。
登録意思確認書は **Buildee** からダウンロードも可能です。

◆三井住友建設(株)のCCUS普及推進目標について

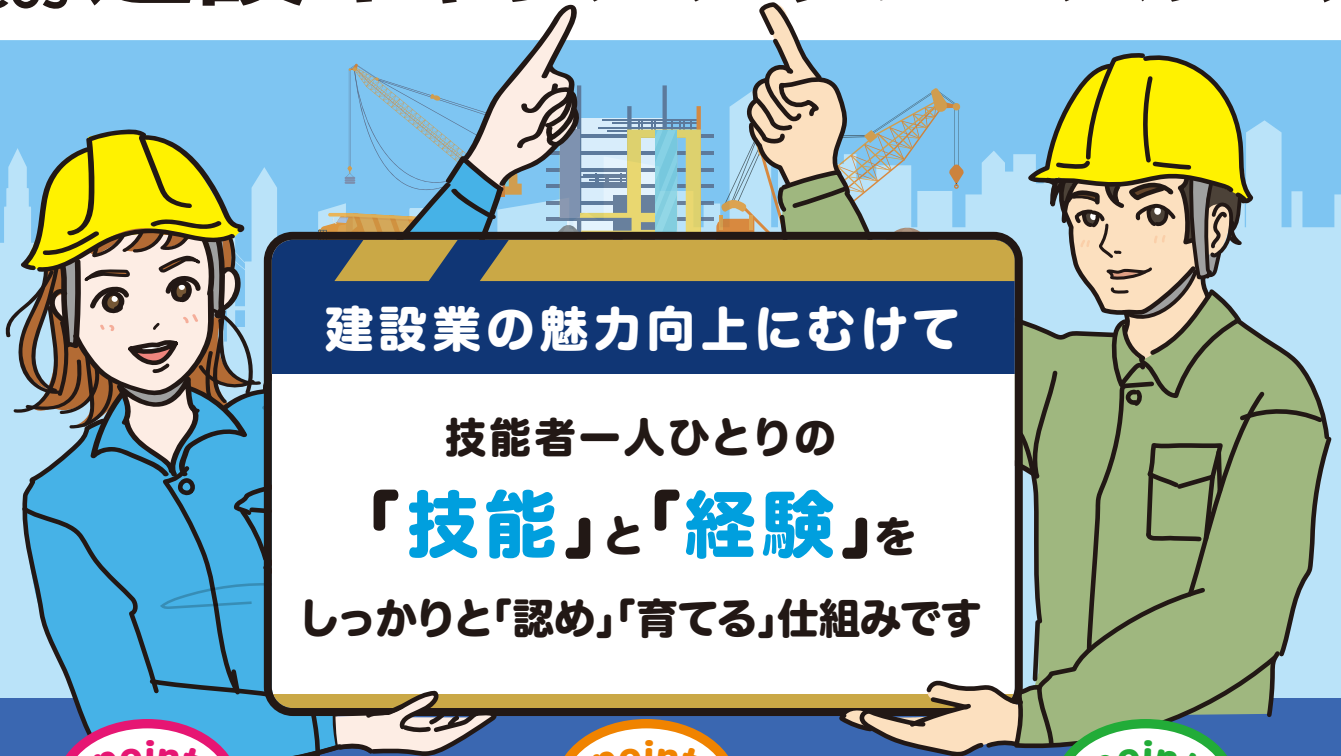
2022年3月1日

1. **一次協力会社**について、事業者登録・技能者登録を**2023年3月末までに100%完了とする。**
2. **二次以下の協力会社**について、事業者登録及び技能者登録を**2023年3月末までに80%、2024年3月末までに100%完了とする。**
3. 作業所におけるカードタッチ率を**2023年3月末までに80%以上**とする。





建設キャリアアップシステム



建設業の魅力向上にむけて

技能者一人ひとりの
「技能」と「経験」を
 しっかりと「認め」「育てる」仕組みです

point

①

技能者の 処遇改善

- カードをタッチしたりモバイルを使って、就業履歴を蓄積。
- 技能者の賃金アップなど、能力や経験の蓄積を反映した処遇の改善につなげます。



point

②

明確な キャリアパス

- 技能者の「技能」と「経験」を4種類のレベル分けで評価。
- 業界共通の仕組みで、レベルアップが見通せて、若い人たちに選ばれる産業を目指します。



point

③

施工能力の 見える化

- 優秀な技能者を育てる事業者として施工能力のアピール。
- 仕事の増大につながります。
- 「人材を大事にする企業」であることをPR。
- 担い手の確保につながります。



技能者を評価する仕組み

- 評価基準に合わせて4種類に色分けされた(白 → 青 → 銀 → 金)カードを交付して評価。

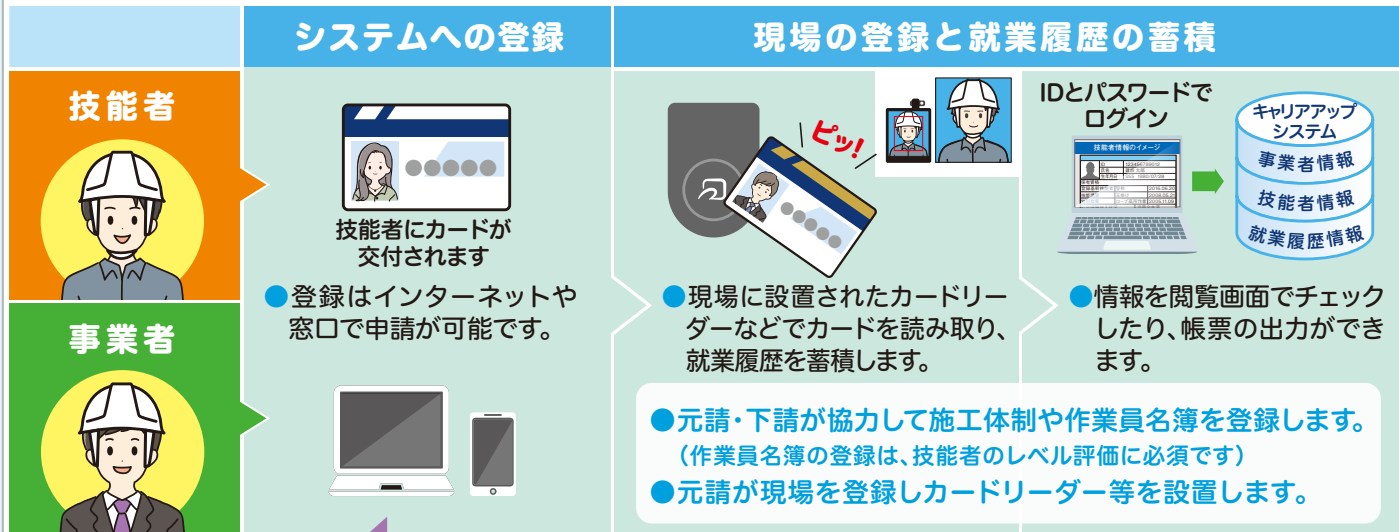
事業者の施工能力の見える化を進める仕組み

- 所属する技能者の人数・評価。
- 施工実績、建機の保有状況。
- コンプライアンス、社会保険加入状況などで評価。



建設キャリアアップシステムは、2023年度を目標に、あらゆる工事での完全実施に向けて取り組みを加速しています！

就業履歴の蓄積にはシステムへの登録が必要です



登録の代行申請をおすすめします！

- 代行申請により、技能者本人から同意を得た事業者が、技能者の登録申請を行えます。また同様に、同意を得た事業者が他事業者の代行申請も可能です。
- 身近な行政書士による代行申請が令和4年2月から可能となります。また、窓口登録(認定登録機関)も全国200箇所以上で可能となっています。

技能者のメリット



事業者のメリット



「ピッ!」とカードをタッチすると、建退共で退職金の掛金320円が積み立てられます。

電子申請により、掛金の納付がより確実に実施されます。

元請、下請事業者の事務作業が大幅に軽減します。



CCUSの利用料金には、「技能者登録料」、「事業者登録料」、運用時に事業者にお支払いいただく「管理者ID利用料」、「現場利用料」があります。

